

(様式1)

回答書

2026年8月21日回答

案件名称	2026年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託	
質問項目	質問内容	回答内容
資料調査の対象	「資料調査（土地区画整理事業で実施する事後調査等）」について、現在横浜市によって土地区画整理事業及び公園整備事業の事後調査が行われており、事後調査計画書や報告書が公表されていますが、生物多様性の調査結果については公表された情報がございません。特記仕様p4の表2の注釈で「保全対象種の移設・移植地に関する情報は、業務着手後に、委託者より提供する」とありますが、土地区画整理事業で実施する事後調査等の資料は、委託者より提供していただけるという理解でよいでしょうか。	事後調査等の資料については、委託者より提供いたします。
土地区画整理事業の調査方法の取扱い	特記仕様で「横浜市の土地区画整理事業の調査方法に準じて」とありますが、公表されている土地区画整理事業の事後調査計画書では、調査範囲が土地区画整理事業の計画地全体（250ha+200mの範囲）となっています。本業務の特記仕様p4の表2にあるように、生物多様性の事後調査対象項目は、「横浜市が移設・移植した場所における保全対象種」であるとの理解でよろしいでしょうか。	生物多様性の事後調査対象項目は、「横浜市が移設・移植した場所における保全対象種」で問題ありません。
追加的な環境保全措置	生物多様性について、生息・生育状況の確認結果によっては、追加的な環境保全措置の検討が必要となる状況も想定されますが、現在の仕様項目には含まれていないという理解でよいでしょうか。	追加的な環境保全措置の検討が必要となった場合は、施工者と協議の上、変更対応とします。
事後調査計画書の統合	生物多様性と地域社会の2種類の事後調査計画書を作成しますが、「統合して1つの計画書とするか、別々の計画書とするかについては、業務着手後に委託者より指示する」とあります。この取扱いについて、横浜市環境影響評価課との協議は想定されていますか？	計画書の取扱いについては、横浜市環境影響評価課との協議により決定することを想定しています。
		以下余白